

国際園芸博覧会基本計画策定に向けた企画検討業務委託
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は「国際園芸博覧会基本計画策定に向けた企画検討業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、横浜市の委託契約約款及び契約規則を遵守すること。

(3) 件名

国際園芸博覧会基本計画策定に向けた企画検討業務委託

(4) 履行期限

令和4年3月25日（金）

(5) 履行場所

旧上瀬谷通信施設及び周辺地域

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

横浜市では、平成27年6月に米軍から返還された旧上瀬谷通信施設において、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的とした、国際園芸博覧会（以下「本博覧会」という。）の開催に向けた取組を進めている。

横浜市では平成30年3月に本市としての基本構想案を策定し、令和元年9月には、国際園芸家協会（以下、「AIPH」という。）に開催申請を行い、承認を得た。

また、令和2年度には、横浜国際園芸博覧会基本計画（案）（以下、「基本計画」という。）を作成するとともに、農林水産省及び国土交通省（以下、「国」という。）において設置された、横浜国際園芸博覧会具体化検討会（以下、「具体化検討会」という。）により、基本計画の具体化を進め、国が、横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（令和3年5月（予定））（以下、「具体化検討会報告書」という。）をとりまとめる。

令和3年度は、国が、博覧会国際事務局（以下、「BIE」という。）との認定協議を、閣議了解を経て開始する予定であり、また、開催組織となる国際園芸博覧会協会（仮称）（以下、「協会」という。）に基本計画を引き継ぐ上で、検討の精度を高めていく必要がある。

本業務は、本博覧会の展示や行催事、参加に係るスキーム等の企画案を検討し、具体化検討会報告書における委員意見を踏まえた、基本計画の深度化を図ることを目的とする。

○参考：国際園芸博覧会の招致（横浜市 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shochi/top.html>

○参考：旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（横浜市 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/kamiseysa.html>

○参考：国際園芸博覧会検討会（農林水産省・国土交通省共管）

http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000089.html

(2) 留意事項

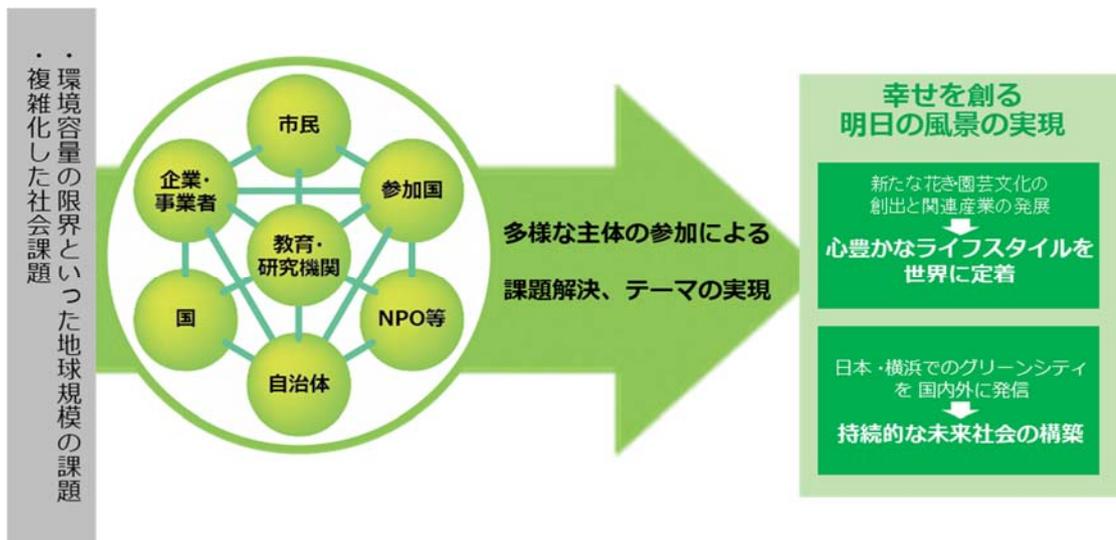
- ア 旧上瀬谷通信施設に関しては、環境創造局、都市整備局等において、土地利用の具体化に向けた検討を並行して進めており、横浜市中期4か年計画（2018～2021）や次期中期計画等の市の施策も踏まえ、連携して検討を進めていくことが必要。
- イ 検討にあたっては、専門家との調整や委託者を通じた国との調整を行いながら検討を進めることが必要。
- ウ 本業務の他に、関連する複数の委託業務が並行して検討されており、他の委託受託者と綿密な連携が必要となるため、効率的に連携を進められるよう、適時適切に情報共有や議論を行うことができる体制を構築する。
- エ 本業務の実施には、海外の様々な資料を参照し、英語・仏語（主に英語）と日本語の理解能力および翻訳能力を必要とする。

(3) 事業展開の基本的な方向性

ア 多様な参加における事業展開

本博覧会では、地球規模の環境問題や複雑化する社会課題に直面し、個による解決が困難な課題が増加している中で、持続的な未来を築くためには、全世界のあらゆる分野の人々と連携して叡知を結集させる必要があると考え、多様な主体の参加を求めている。

具体的な参加スキームの構築にあたっては、各参加主体が相互にコミュニケーションし、尊重し合い、各々が創造力を発揮できるような仕組みを検討する必要があり、博覧会期間中に取組を発信することで、世界中からの共感を得て、ESG投資等に繋がるなど、事業化が加速する仕組みづくりを目指す。



イ 独自の事業展開（Village）～テーマを体現するコンテンツの集合体～

本博覧会では、テーマに基づく様々な展示・体験プログラム等のコンテンツを1つの空間に複合させ、その集合体として「Village」を形成することで、人や自然とのつながりを体現する。

会場内には、6つのVillageの配置を想定しており、テーマの体現につながるメッセージを各Villageに設定し、多様な価値観の人々を集める。各Villageでは、展示や庭園、飲食などの様々なコンテンツを配置し、来場者に様々な切り口でメッセージを提示していく。

昨今は、ICTの進展や価値観の多様化に伴い、地縁に代わる共通要素（理念や趣味など）を介したコミュニティのあり方も多様化している。これに対応した、コミュニティの再構築を目指し、Village内の各コンテンツにおいて、コミュニティ構築に必要な機能（人を集める、交流を促す、体験を提供する）を備え、Villageにおける体験をきっかけとして、参加者が自らの暮らしの中で新しいつながりをつくり、コミュニティの構築や維持に関われるような仕組みを展開する。

参加者は、会場内に散在した複数のVillageを巡ることで、コミュニティがもたらす自然や人とのつながりによる幸福感を体感するとともに、様々な価値観に基づく多様なコミュニティが共存する社会を体験でき、テーマ「幸せを創る明日の風景」につながるものとする。



3 業務内容

以下の項目について、5の参考を示す上位構想や既往調査、関係規則等を踏まえ、委託者と協議しながら検討を行う。

(1) 基本計画の深度化

下記のア、イの検討にあたっては、多岐にわたる分野における様々な知見を必要とするため、検討内容に沿った専門家ヒアリング（計10件程度を想定）の実施を前提とする。ヒアリング先の選定や運営に係る費用は、本業務に含むものとする。

また、各検討を進めるにあたり受託者は、事前に委託者と綿密な調整を行い、検討の方向性に齟齬がないことを確認する。

ア 多様な主体の参加による事業展開

(ア) 多様な主体の参加方法の体系的な整理

本博覧会への全ての参加者（国（日本、海外含む）、国際機関、自治体、企業・事業者、市民、NPO、教育・研究機関等）と、参加者に応じた複数の参加スキームを検討するにあたり、

- ・ 来場（多様な主体）
- ・ 出展（多様な主体の連携による事業、公式参加者の庭園、企業パビリオン、市民協働による事業等）

・支援（本博覧会への寄付、多様な主体の連携による事業等への支援等）の区分を基本に、想定し得る本博覧会への全ての参加を例示と共に体系的に整理する。

(イ) 多様な主体の連携による事業（以下、「連携事業」という。）の具体化検討

A 連携事業の具体的な例示と事業スケジュールの作成

連携事業の対象（会場整備、広報・プロモーション、展示・行催事、会場管理・運営、会場内外輸送、情報基盤、飲食・物販 等）毎に具体的な連携事業の例示（募集のための事業企画、事業案の募集、提案の審査、事業化までの支援、本博覧会におけるコンテンツ化、レガシーとしての継承 等）とこれらを踏まえた事業スケジュールを作成し、報告する。

B 連携事業への参加の仕組みの作成

(ア)で体系的に整理した参加者が、連携事業に参加するための仕組み、本博覧会と参加者の役割、募集要領、参加申込書の案等、連携事業を実施するために必要な事項を整理、作成する。

作成にあたっては、メインテーマ、サブテーマ、事業コンセプト、会場コンセプト及び連携事業、Villageでの展開を踏まえ、これらの関係性を簡潔に整理し、参加しやすいものとする。

(ウ) 連携事業における Village での展開

(イ)で例示した具体的な連携事業のうち、Villageで展開する事業の抽出と、連携事業での展開と Villageでの展開の具体例を提案する。

(エ) オンライン参加するコンテンツの企画検討

多様な主体の参加を実現する手段の1つとしてオンラインによる参加の具体的な検討を進める。

過去の国際園芸博覧会（海外を含む）や国際博覧会（海外を含む）、規模がそれらに準ずるイベントの過去事例（海外を含む）を踏まえ、「参加者数の確保」および「本博覧会のテーマの実現」を目的とするオンラインコンテンツの企画（背景、目的、ターゲット、ユーザに提供できる体験、ビジネスモデル、会場との連携およびその相乗効果、使用する技術、実現に向けたスケジュール等）を提案する。

イ 展示・行催事計画

展示・行催事の実施にあたっては、テーマ・サブテーマの体現と事業コンセプトを踏まえることによる参加者に対する新たな価値や多様性への気づきなど、意識変容・行動変容につなげる仕掛けの導入を意識するとともに、展開する会場施設やVillageの規模や特性を踏まえ、以下の項目を検討する。

なお、過去の国際園芸博覧会（海外含む）や国際博覧会（海外を含む）、及び、類似の展示、イベント等の事例を参考資料としてとりまとめ、これらを踏まえた提案を行う。

(ア) 主催者展示の企画検討

主催者となる協会の展示内容の方向性について、検討の深度化及び、企画の追加を行う。

A 検討の深度化

5の参考に示す既往調査等において企画された展示のうち、主催者展示と

してテーマへの訴求力があり、魅力的で話題性が高く、集客の目玉となる展示を現状の社会背景も踏まえて複数抽出し、事業の実現に向けた課題の洗い出し、解決案の提示、実施スケジュール、概算費用の積算を行う。

B 企画の追加

Aの他に、テーマへの訴求力があり、魅力的で話題性が高く、集客の目玉となる新たな展示の企画提案を行う。また、事業の実現に向けた課題の洗い出し、解決案の提示、実施スケジュール、概算費用の積算を行う。

(イ) コンペティションの具体的な基本計画の作成

A AIPH 規則に基づくコンペティション（屋外庭園・屋内庭園コンペティション、製品コンペティション）の基本計画の作成

AIPH 規則に基づくコンペティションの基本計画を作成する。

基本計画には、コンペティション ガイドラインに示される必要な項目（競技への参加、競技の審査対象、競技カレンダー、審査基準、賞制度と賞品、授賞式、審査員、実施会場 等）を含める。

また、基本計画の作成と併せてマイルストーンを設定したスケジュール（募集開始から実施、賞の授与まで）を作成する。

なお、作成にあたっては、主催者と出展者の各々の視点を盛り込むとともに、内容については過去の国際園芸博覧会（海外を含む）や専門家ヒアリング等を参考にし、必要に応じて、委託者を通じた AIPH のサポートを得ながら進める。

B 本博覧会独自のコンペティションの企画検討

本博覧会のテーマに沿った、独自企画のコンペティションの内容の方向性について、検討の深度化及び、企画の追加を行う。

(a) 検討の深度化

5の参考に示す既往調査等において企画されたコンペティションのうち、テーマへの訴求力があり、魅力的で話題性が高く、レガシーに繋がるコンペティションを複数抽出する。

(b) 企画の追加

(a)の他に、テーマへの訴求力があり、魅力的で話題性が高く、レガシーに繋がる新たなコンペティションの企画提案を行う。

C 本博覧会独自のコンペティションの基本計画の作成

本博覧会独自のコンペティションの基本計画を作成する。本博覧会独自のコンペティションは AIPH 規則に定められないものだが、実施にあたっては、国際園芸博覧会の開催意義等を踏まえると AIPH 規則に準じて行う必要があると考える。

基本計画には、コンペティション ガイドラインに示される必要な項目（競技への参加、競技の審査対象、競技カレンダー、審査基準、賞制度と賞品、授賞式、審査員、実施会場 等）を含める。

また、基本計画の作成と併せてマイルストーンを設定したスケジュール

(募集開始から実施、賞の授与まで)を作成する。

なお、作成にあたっては、主催者と出展者の各々の視点を盛り込むとともに、内容については過去の国際園芸博覧会(海外を含む)や専門家ヒアリング等を参考にし、必要に応じて、委託者を通じたAIPHのサポートを得ながら進める。

(2) 関係者調整支援業務

上記の検討を進める中で、国等の関係者調整における資料作成等の支援を行う。

(3) 打合せ及び進捗報告

打合せは、事前1回、中間7回、成果納品時1回の計9回を基本とする。なお、週1回程度WEB(Teams、Zoom等)による業務の進捗確認を行う。

打合せ後は毎度議事録を作成することとし、原則打ち合わせの次の日に、要点及び次回打ち合わせまでのタスク等を記載し、提出する。

(4) 報告書とりまとめ

本委託における検討結果を報告書にとりまとめる。報告書のまとめ方については、発注者の指示に従うこととする。

4 成果品

(1) 報告書：A4判・ドッジファイル製本5部

(2) 報告書及び調査で作成した資料の電子データ(CD-R又はDVD-R格納)
(Microsoft Officeにより編集可能なデータも併せて格納すること。)

(3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

5 参考

(1) 上位構想、既往計画等

ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案(平成30年3月)

イ 2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書(令和元年7月)

ウ 国際園芸博覧会検討会報告書(令和2年2月)

エ 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書(令和3年5月(予定))

(2) 既往調査等

ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致推進調査報告書(平成30年度)

イ 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会を見据えた公園基本計画検討業務委託(令和元年度)

ウ 国際園芸博覧会の招致・広報・機運醸成等業務委託(令和元年度)

エ 国際園芸博覧会基本計画(市案)等調査検討業務委託(令和2年度)

(3) 関係規則等

ア AIPH規則(AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)

イ コンペティションガイドライン(Annex VII - Competition Guidelines)

ウ コンペティション規則テンプレート(TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS)

エ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則

- ・General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations
- ・大阪・関西万博 一般規則、特別規則
- ・その他 国際園芸博覧会、国際博覧会 関係規則等

なお、規則関係の更新に注意すること。

(4) その他 関連資料

6 その他

- (1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- (2) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本市等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。
- (5) 受託者が横浜市の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (6) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。
- (8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。
- (9) 成果品については、横浜市に帰属するものとする。
- (10) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。